

明治十四年巡幸における奉迎準備と地域社会の対応 —山形県を事例として—

鈴木 敦史

The preparing for the emperor's visit and the reactions of local community people in the Imperial Tour of 1881 The Case Study of Yamagata Prefecture

ATSUSHI SUZUKI

Abstract

How the emperor's first visit was prepared and how people reacted at that time.

This paper examines the theme focusing on the case of Yamagata Prefecture in imperial tour 1881.

After the Meiji Restoration, the new government set the emperor as a symbol of the new system and used the emperor's authority to justify the system. Then, in order to propagate the authority of the emperor throughout Japan, the imperial tours were carried out in the early Meiji era. And the community welcoming the emperor tried to appeal to him how modernized it was.

The emperor's visit to Yamagata came true in 1881. After this visit is decided, preparations were made to welcome the emperor in the prefecture. Local officials became responsible and the local people cooperated in the preparation under the leadership of wealthy merchants and farmers.

As a result of examining these processes referring to the article in "Yamagata Shimbun", the following points were clarified.

- The local people actively cooperated with various tastes and ingenuity in preparation for welcoming the emperor, while being aware of themselves as members of the community to which they belong.
- The local people were distrustful of the money-related leaders of the preparations, the wealthy merchants and farmers.
- The people also had various anxieties and confusions regarding welcoming the emperor, including how to respond him (about the polite manners and the filth related to the death of the people involved).
- The emperor's visit was an important opportunity for people to work together to make people look unified, with no differences in opinions and attitudes among people and distrust of local leaders.

Keywords: Imperial tour of 1881, local community, Yamagata Prefecture, Early Meiji era

はじめに

本稿では、明治14年に行われた北海道・秋田・山形巡幸での、天皇訪問に向けた準備の過程とそこでの地域社会の人々の対応について、山形県を事例として検討する。

明治前期の山形県における急速な近代化を、初代県令の三島通庸が推し進めたことは周知のとおりである。1874(明

治7)年12月に第2次酒田県令に着任した三島は、強い政治的リーダーシップのもと、ワッパ騒動への対応とともに庄内地方の近代化を進め、1876(明治9年)8月に新制山形県が成立すると、初代県令に就いた。三島による県政運営の具体的方策の一つは土木行政であり、県内では道路整備を始め県庁や病院、郡役所、学校の新築が進められた。そして三島は、このような自ら進めた近代化の成果を広く

アピールするために、地方巡幸での明治天皇の来県と、開化の象徴である県内各施設への訪問を求めた。

山形での三島の県政運営について、これまでの研究では、酒田県令時のワッパ騒動への対応や栗子隧道開鑿に象徴される土木行政の推進に多くの関心が寄せられてきた（日塔, 1981；渡部, 1981；渡部, 1999）。山形県だけでなく、後の福島県、栃木県での期間も含めた三島の県令としてのキャリアのなかでは、土木事業への注力は一貫していた。また各県での強権的な県政運営、とりわけ自由民権運動への厳しい対応を考慮すれば、そうした「土木県令」「鬼県令」（山形県, 1984）としての萌芽は山形赴任時にもみられたといえ、従来の検討によりそうした三島像は明確化された。

一方、こうした三島の県政運営に対して、地域社会の人々が協調する場面も少なからずあった。各地での施設の整備や新築、巡幸での天皇の受け入れには、地域社会からの資金面や労働力の面での協力が不可欠であった。山形県の近代化とその成果を披露する天皇巡幸においては、県政を主導する県令とそれに連なる地方官らによるいわば「上」からの指示と、地域社会を支える人々の「下」からの支持との符合が求められたのであり、そこでは県令による地方統治の完成度が顕在化した。本稿ではその一例として、明治14年巡幸での山形県への天皇来訪に向けた準備過程を取り上げる。明治14年の山形巡幸については、宮崎康による研究がある（宮崎, 1985；宮崎, 1999）。とりわけ後者の論文では、明治14年巡幸の意義が三島の近代国家観との関係で検討され、さらにはそれを支える地方名望家の役割への言及もなされている。本稿はこれらの宮崎の研究に学びつつも、そうした名望家にとどまらない、地域に住むより末端の人々の天皇の訪問に向けた準備の状況とそこでの名望家との関係性に着目することで、明治前期の天皇像形成に重要な役割を果たした地方巡幸の意義と、三島が進めた山形県の近代化を下支えした地域的基盤のありようを明らかにする。

上記の課題に対して本稿では、当時の『山形新聞』1)を参照し、天皇訪問にあたっての人々の対応の詳細やそこで起こる動揺や戸惑い、混乱などの分析を通じて、天皇の奉迎準備をめぐるより地域社会の生活実態に即した検討を試みたい。

1. 明治14年の山形巡幸

(1) 明治前期の地方巡幸と山形県

明治前期に行われた天皇の地方巡幸は、国民が天皇の生身の姿に触れる初めての機会だった。徳川幕藩体制下、幕府は天皇の権威伸長により幕府権力が動揺するのを避けるため、天皇の行動、とりわけその姿が人々に晒され政治的意図が込められる行幸は厳しく制限された（高埜, 1989）。しかし、幕末の倒幕運動は、幕府に委任されていた体制を天皇に返上することで運動が正当化されたため、明治新政府はその成立にあたり王政復古を宣言せざるを得なかった。

孝明天皇の死にともない慶応3年1月9日に16歳で践祚した祐宮は、その後の宮廷改革や天皇教育によって西洋をモデルとした近代的君主へと成長することが求められていた（鈴木, 2007）。

一方政府には、幕藩体制に代わる新しい統治体制の成立を国民に知らしめる必要があり、その象徴が、明治天皇だった。戊辰戦争で抵抗を続けた旧藩の勢力が残存し、京都や江戸からも物理的に距離のあった東北地方では、こうした課題は急務だった。明治2年2月に発せられた「奥羽人民告諭」では、「天子様ハ天照皇大神宮様ノ御子孫様ニテ此世ノ始ヨリ日本ノ主ニマシマシ神様ノ御位正一位ナド国々ニアルモミナ天子様ヨリ御ユルシ被遊候ワケニテ誠ニ神サマヨリ尊ク一尺ノ地一人ノ民モミナ天子様ノモノニテ日本国ノ父母ニマシマセバ御敵タヒヒタシ候モノハ大名トイヘトモ一命ヲ御トリ遊サレ候テモイサ、カ申分ナキハヅ」（国立印刷局, 1869）というように、新たな統治者としての天皇の権威が、人々にとって身近な「神様」や「大名」を引き合いにして説かれた。そして、こうした告諭のような、いわば言葉による啓蒙とともに、天皇自身が人々の前にその姿をさらして権威を広めていくためのページェントとして実施されたのが、明治前期の天皇巡幸だった（T・フジタニ, 1994）。その明治期に行われた巡幸のうち、特に規模の大きな以下のものが一般に六大巡幸とされる。

近畿・中国・西国巡幸：明治5年5月23日～7月12日
 奥羽・函館巡幸：明治9年6月2日～7月12日
 北陸・東海道巡幸：明治11年8月30日～11月9日
 山梨・三重・京都巡幸：明治13年6月16日～7月23日
 北海道・秋田・山形巡幸：明治14年7月30日～10月11日
 山口・広島・岡山巡幸：明治18年7月26日～8月12日

六大巡幸には上記のような政治目的があったが、個々の巡幸にはまた、それぞれの時期に応じた個別の課題があった。第1回目の近畿・中国・西国巡幸は、維新政府の文明開化策に不信感を強めていた旧薩摩藩主の島津久光の慰撫を主たる目的とし、一般の人々に天皇自身が姿をさらす機会が少なかったことから、明治前期の地方巡幸が本来的な目的のもとに実施されたのは第2回の奥羽・函館巡幸からとみなすのが一般的である（遠山, 1987）。東北、北海道を訪れた明治9年、14年の巡幸は、幕末以来、薩長から成る新政府に対する抵抗が長らく続き、政府にとって「皇化」の難しいと考えられていた難治の地（三条実美, 1875）に天皇自らが赴くという点に、重要な政治的意義があった。加えて、明治9年、14年巡幸はそうした東北や北海道への初めての巡幸であっただけでなく、事実上、政府の近代化策が緒に就いたばかりの状況下での実施であり、そうした地方の実状を天皇が見分してまわる初の機会でもあった。

こうした見分の場として地方巡幸のなかで特に重視され

たのが各府県の県庁や裁判所、学校などである（佐々木, 1984; 鈴木, 2006）。「凡そ県庁に臨んで県治を見、裁判所に幸して刑政を見、以て人民の治化を察し、又学校に臨んで教育の進歩を知るは、巡幸中の最も重んずる所なれば、多く親臨するを例と為したまふ」（宮内庁, 1971, 453）というように、県庁や裁判所、学校は地方の近代化の象徴として、天皇の重要な訪問先となった。本稿で検討する明治14年巡幸における山形県の場合、天皇の訪問に向けたそうした施設の新築や整備はとりわけ入念に行われたが、そこには当時の山形県令三島通庸の強い意向があった。

三島は、新制山形県成立以前の1874（明治7）年12月に第2次酒田県の県令に就いたが、それを後押ししたのは当時の内務卿大久保利通だった。県令着任にあたり大久保が三島に期待したのは、「深く開明ノ治化ニ沐浴」しない庄内という「辺境」の地の、「皇家ノ徳化」「開明ノ治化」を促すことだった（伝記未定稿一, 387）。当時、戊辰戦争で最後まで抵抗した庄内藩に残存していた旧習を除去し、新政府の進める地域社会の近代化を進めることが、大久保が県令に就く三島に託した政治課題だった。1876（明治9年）8月に第2次酒田県他諸県が再編されて新制山形県が成立しても、三島は山形県令として引き続きそうした課題を抱きながら県政運営にあたった。その後三島は、時に強引な手法をも用いながらワッパ騒動を収め、庄内地方の近代化を進めた。そして、1876（明治9年）8月に第2次酒田県他諸県が再編されて新制山形県が成立すると、三島は初代県令に就き土木行政を進め、その成果のアピールの場として、巡幸での天皇の山形訪問を求めたのである。

（2）県令三島通庸の巡幸要請

このような三島の山形巡幸への強い思いが窺える象徴的な出来事が、明治11年の北陸・東海道巡幸での山形視察の要請である。

北陸・東海道巡幸は、1878（明治11）年の8月30日に東京の仮皇居を出発し、その後長野県から日本海へと出て、直江津、柏崎を経て、9月16日には新潟市内の行在所（白勢成瀬別宅）に到着した。翌17日に、天皇は新潟県庁や医学所、師範学校、裁判所、勸業博覧場をまわった後、行在所に戻る（日本史籍協会, 1982）。そこで当時侍補として巡幸に同行していた佐々木高行を待っていたのが、山形県令だった三島からの巡幸要請だった。当時の様子は佐々木の日記から窺える。

環幸後、徳大寺宮内卿ヨリ参り候様申来り候間、罷越候処、山形県令三島通庸ヨリ、此度御巡幸願出候、其ノ譯ハ、人民一同ヨリ頗リニ願出デ候トノ事ナリ、サレ共此度ハ兼テ御予定被為在候間、願ハ御聞濟無之、就テハ侍臣ノ中ヨリ視察ニ被遣候 思召ニ付、侍従西四辻公業ト罷越候様御内 命トノ事ニテ、夫ヨリ岩倉公旅館へ罷越シ、尚又御趣意篤ト拝承致候

（東京大学史料編纂所, 1976, 「保古飛呂比 第四十三卷 明治十一年九月十七日」, 197）

行在所に戻った佐々木は当時の宮内卿徳大寺実則に呼ばれ、三島から山形への巡幸の願出がされていることを聞かされる。山形の人々が頻りに天皇の来訪を求めているからだという。しかし、急な進路変更は当然できず、急遽、侍従だった西四辻公業とともに佐々木が山形に視察に向かうよう命じられたのだった。こうした山形の人々の思いは、翌18日の日記には更に詳しく記されている。

明治九年奥羽御巡幸被仰出候処、御都合被為在、羽州へハ御巡幸不被為在候ニ付、重テ御巡幸ヲ渴望罷在候処、今般北陸・東海両道 巡幸被仰出候へ共、羽州ハ沿道ニ無之故、御通 輦不被為在候ニ付、尚又山形県人民 御巡幸渴望ノ趣ヲ以テ、該県下各区長ヨリ懇願ニ及ビ候ニ付、衷情無餘儀次第被 聞召、格別ノ 思召ヲ以テ、一等侍補佐々木高行、侍従西四辻公業ヲ該県へ被差遣、県下巡視ノ上、見聞ノ実況具ニ奏問候様被 仰出候事

（東京大学史料編纂所, 1976, 「保古飛呂比 第四十三卷 明治十一年九月十八日 御沙汰書左ノ通り」, 198）

前述の通り、明治9年の巡幸は東北から北海道に至るものだったが、その際山形は巡路から外された。そして明治11年の巡幸でも隣県新潟は天皇の訪問地のなったものの、山形来訪はまたも叶わなかった。かねてから山形の県民は天皇の来訪を願い、県下の各区長からも懇願されているということで、今回侍補である佐々木高行と侍従の西四辻公業が山形へと出向き、県下の状況把握に出向くことになったのだった。

（3）侍補佐々木高行の山形視察

佐々木と西四辻は、三島とともに翌9月19日には新潟を発ち山形へと向かう。新潟から新発田へと上り、村上へと至った一行は、十三峠とも呼ばれた越後米沢街道（現在の国道113号線）から山形県に入った。しかしそこで見た人々の対応に佐々木は戸惑う。

山形県ニ入りテヨリ、山路中人民道路ヲ掃除シ、盛り砂ヲ致シ、駕籠ノ通行ノ時、カゴ下ノ砂ヲ急ニ取り帰ル事屢々有リ、是レハ高貴ノ人ノ通行ノ時、何カノ為ニ取り置ク由、又人民頻リニ先導シテ道路ヲ拂ヒナド致シ候事有之候間、県令へ申談ジ、人民奔走シテ劳苦有之テハ氣ノ毒ナリ、且山間等ニテ俄ニ学校生徒ノ数里モ態々出向候事モ費用ナラン、其辺ハ制シテハ如何ト申タリ

（東京大学史料編纂所, 1976, 「保古飛呂比 第四十三

卷 明治十一年九月二十日」,200)

山形県に入るなり、人々が道の掃除や盛り砂などをし、籠が通過した際にはその砂を取り去り、先導する者は道を払いながら導くなど、その対応ぶりは徹底していた。また、山間の道にはわざわざこのために遠方から来たと思われる学校生徒の出迎えなどもあった。こうした光景を見た佐々木は、三島に対して、人々の労苦や手間を慮り「氣ノ毒ナリ」「其辺ハ制シテハ如何」として苦言を呈したのである。しかし、こうした佐々木の憂慮に対し、三島は以下のように応答する。

県令云フ、決シテ指図致シ候事ハ無之、此度御側ヨリ愈老台御差立ノ時ハ、一昨日相極リ、昨朝へ掛ケ、県庁へ属官差遣候事ニ候へバ、一般へ触示シ候事ハ出来不申候へ共、御側ヨリ高貴ノ方被遣ト聞キ伝へ々々テ、山間ノ質朴ノ人民大ニ競ヒテ出迎へ、又此ノ山中ハ高貴ノ方々通行ハ是道無之等、旁々右ノ有様ニテ、制シ候テモ行届キ不申トノ事也、実ニ古風質朴可愛ノ極ミナリ

(東京大学史料編纂所,1976,「保古飛呂比 第四十三卷 明治十一年九月二十日」,200)

三島によれば、こうした対応は決して三島の指示によるものではなく、高貴なる人が来ると聞いた地域の人々が競ってしていることだ、ということで、それを聞いた佐々木は、「実ニ古風質朴可愛ノ極ミナリ」と絶賛するのだった。その後県内を巡る際も、各地の人々の対応はまるで巡幸の時に天皇を迎えるそれであった。こうした対応は、「天童駅ニ著、戊辰ノ際勤王ノ為メ割腹セル吉田大八ノ木像ヲ弔フ、当駅モ消化夫路傍ニ出迎へ、学校生徒モ不相替出迎へ賑々シク(キ)事是道ノ如シ」(東京大学史料編纂所,1976,「保古飛呂比 第四十三卷 明治十一年九月二十三日」,203)というように、学校生徒の対応もまた同様だった。

置賜地方から村山地方へと上がり、その後最上を経て西田川郡、飽海郡の庄内両郡を視察した佐々木は、その後日本海側を南下し、10月6日に石川県小松駅で巡幸に合流した。その際の日記には、「三島山形県令悪評甚シキニ付注意致シ候処、決シテ世評ノ如ク無之、實際ハ有志者相悦ビ候者モ有之候、畢竟急速ニ道路等開作致候ニ付、人民ヲ驚カシタリ」(東京大学史料編纂所,1976,「保古飛呂比 第四十三卷 明治十一年十月六日」,213)と記されている。佐々木は当初、強引な県政運営をしていた三島を「悪評甚シキニ付注意」していたというが、実際に山形を訪れたことで、そうした不安は解消されたのだった。こうした三島による佐々木への働きかけを経て、翌1881(明治14)年に、天皇の山形訪問が実現することになった。

2, 地方官と天皇巡幸

(1)「沿道地方官心得書」の布達

1881(明治14)年6月11日に布告された山形・秋田・北海道巡幸は、同年の7月30日に東京を出発するが、それに先立って沿道の府県では事前準備がなされた。

政府(巡幸御用掛・宮内省)からは6月25日に「沿道地方官心得書」(以下適宜「心得書」と略記)が各府県に布達された。これは巡幸を実施する上での注意点が記されたものであるが、明治14年巡幸の趣旨と地域ですべき対応を示されたものなので、いくつかを紹介していく。

巡幸御用掛から出された「心得書」の一つ目には、「御巡幸御趣意」として「一、御巡幸の儀は、親しく地方民情を知ろしめざるべき御趣意に付、百般の事務、形容虚飾に亘り、一体の 聖旨に乖き戻らざる様、暑く注意を致し、人民の困苦迷惑に相成らざる様、取計ひ候儀肝要に候事」(山形県教育会,1916,3-28。以下「心得書」については、特に断りのない限り同書より引用。)とされている。ここでは地方巡幸の趣旨として「親しく地方民情を知ろしめざるべき」ことが挙げられ、表面的な虚飾は「聖旨」に悖るとして、「人民の困苦迷惑」になることを厳に慎むべきとの徹底が図られた。その他にも、「一、御通輦宿駅、或は御休泊の地に於て国旗提灯等を掲げ、人民各自の祝意を表し候儀は、禁止に及はざる事」、「一、御行列勝手見たるべく、且つ往來人差止るに及ばず、庶民営業平日の通り相心得ふべき事 但拝見の節、尊敬を表せしむるは勿論なれども、立礼躊躇、その地の習俗に従ふべき事」、「一、仏像墳墓、或は不浄所等掩蔽に及ばざる事」、「一、前条大体御趣意を奉体し、総て虚飾に流れず、無益の失費これなき様致すべき事」というように、天皇が寄る休泊の場所では国旗、提灯を掲げることや往來する人々については特に規制しないこと、また行列を見る際には敬意は示す一方で、その様式は立礼や躊躇を認めるなど、人々の日常生活への圧迫や過剰な負担を戒め、地域の実情に応じた対応を最大限許容する政府側のスタンスが窺える。

先に見たように、明治前期の地方巡幸は、地方の実状が天皇が訪れて見分することが主たる目的とされたが、もう一方では旧藩勢力の名残を排除し、近代的な統治体制とその象徴である天皇の存在を各地方に浸透させる狙いがあった。その際に各地で民権運動が展開される明治10年代において、巡幸が人々の負担となることで新政府や天皇に対する反発が生じることは、政府にとって最も回避すべきリスクであった。前節で見たように、侍輔の佐々木高行が地域の人々の過剰な負担を憂慮していたのも、こうした事情があったからだった。

一方で、「取調奏上事項」には、「一、戊辰以后王師に従ひ、戦死せしもの、遺族取調申すべき事」、「一、孝子、義僕、節婦、並篤業奇特の者、及び忠臣烈士の墳墓事跡等、兼て取調置申すべき事」、「一、管内人民年齢八十年以上の者名前、取調置申すべき事」などが挙げられ、戊辰戦争での戦死者や孝子、節婦、篤業奇特の者、高齢者などを申

告させ、対象者には「下賜金」を下付する等、地域社会の人々への「慰撫」もなされた。そして「県庁へ 臨御の節天覧に供すべき事」として、「警察署分署及巡查の員数」や「勸業の方法」, 「荒地並に目今開拓の箇所」など、県内の統治に関わる状況や勸業に関する事項など、地域の近代化を図る上での重要事項の整理と報告も求められた。明治維新後の新体制の始動と、新たな統治者としての天皇という存在の浸透を図りながら、人々の負担を最小限に止めて地方の状況を見分けてまわるとというのが、政府の考えた地方巡幸の意義であった。

しかしこうした政府の意図とは別に、県内では更なる詳細な奉迎への指示が各地域に出された。政府からの「心得書」の布達を受け、県令の三島は7月18日に各郡長に向けてさらに踏み込んだ布達を出す。ここでは、「一、通御掃除は達も致置候へども尚塵砂等吹散らぬ様、路傍迄も注水致させ申すべきこと」というように、沿道の掃除の徹底とともに砂埃が舞わないための水撒きが指示された。また同様に、一般の拝観人に対しても「拝観人心得方兼て達の次第もあれど左の件に注意すべきこと 一、小児輩道敷内へ突然駈出又は物品を投げ出す等の義これ無き様父兄に於て厚く注意致すべき事 一、脛脚を踵し候様の義無之様注意すべきこと」というように、沿道での子どもの管理や、脛を露わにした状態での見物を禁止するなど、巡幸御用掛から出された内容よりさらに詳細な指示が出された（山形県教育会, 1916, 71 - 76）。

（2）「不都合これ無き」準備と地方官吏

巡幸が布告され山形への来訪が決定し、「心得書」などで受け入れ方針が示されるなかで県内では奉迎に向けた準備が始まった。その際、先頭に立つ地方官にとって、巡幸の受け入れ準備の成否は、自らの評価に関わる一大事でもあった。その様子を、以降当時の『山形新聞』（山形新聞社, 1876～）の記事を参照しながら見てゆく（以下、本文中では適宜『新聞』と略記。また特に断らない限り新聞記事は同誌からの引用。日付の年代は全て明治14年）。

7月30日に東京を出発した行列が北海道をめぐり、青森に向けて室蘭を出発しようとする9月5日には以下のような記事が掲載される。

東北の某県令には今般の御巡幸に付如何なる過失のあられしにや重くは免官軽きも一ヶ月の罰俸は免れましなどの風説を頻りと道路に唱道すれとも只東北とばかりにて何その県令なるや定かならず何に致せ目度からぬ風説なり
(651号, 9月5日)

ここには、東北のある県令が、巡幸で何か過失があれば重くて免官、軽くて減給などは免れないとの風説を地域で言っ回っていると記されている。事の真偽は定かでないものの、こうした記事が誌面を賑わすこと自体に、巡幸で

の対応のミスが、地方官にとっての一大事と見做され得た当時の緊張感が見て取れる。

また、7月16日に県令三島から県内の郡役所、町村戸長に宛てられた布達では、「一行在所御小休等」として「一、御小休所百般の事は総て郡役所に於て負担し、諸事不都合これ無き様予て用意致し置くべき事」（山形県教育会, 1916, 67）。とされた為、各郡内での小休をはじめとする対応は郡役所の役割とされ、郡長の責任のもと行われることになった。巡幸に際して住民の協力を取り付けて準備を滞りなく進めることは、郡長の手腕、能力と見做されたのである。例えば、7月29日付『新聞』には次のような記事が掲載されている。

元四等属学務課長の服部民郷氏は先般飽海郡長に転任せられてより殊の外人望ありて去る廿一日なども各村戸長を残らず郡役所へ呼び出され新任郡長自ら今般御巡幸の際に道筋は論を俟たす他の道路とも毀損の場所数多あるを見受けしに付至急宮繕に掛り御通輦の折万事五不都合なきやう注意ありたしと口達ありしかは各戸長異議なく承諾して早速修繕を加えんとて其の方法等の其れ其れ内会議を開きしと云う

(651号, 7月29日)

ここでは、転任した飽海郡長が、就任早々郡内の各村戸長を集め、道路や道筋の修繕の徹底を図るさまが、郡長としての「人望」と結び付けられて好意的に評価されている。また、南村山郡の上ノ山については、「近況」として「人民に於ては県官警吏又は郡吏又は戸長等に心服し更らに非儀するものなく只官令を遵奉するのみ」（636号, 8月18日）と報じられている。巡幸を迎える地方では、県令を頂点として郡吏、戸長といった上意下達の準備が徹底され、そこで地域の反発を防ぎながらいかに人々の協力を取り付けられるかが、郡長や戸長らの地方官吏に求められた絶対条件だった。

3、地域社会での受け入れ準備

（1）天皇訪問の歓迎と準備

地方官吏の緊張が続くなか、地域の人々は天皇の来訪を大方好意的に受けとめた。7月4日付の『新聞』には「謹デ龍鸞ヲ奉迎ス」とする投稿が掲載されたが、そこには「明治五年壬申ノ五月ヲ以テ初メテ之ヲ挙ケサセラレ爾来数々各府県下ヲ巡幸シ玉ヘリ何ゾ夫レ其功ノ隆ニシテ其徳ノナルヤ然リト雖未タ我山形県下ヘ幸臨アラセラレサリシテ以テ當時ニ或テハ吾儕小民竊カニ大早ノ雲霓ヲ望ムノ想ヒヲナザルヲ得サリシカ雨露ノ霑被スル処何ソ遠遼ノ地ノミナランヤ今ヤ辱ケナクモ 至尊臨幸ノ榮ヲ賜ハントス寔トニ是レ吾儕小民雨露ノ徳澤ヲ蒙ルノ時ヲ得タルモノト云ヘシ矣噫々吾儕小民タル者奈何ソ肺肝ニ銘シ必臆ニ微シテ之ヲ子孫ニ伝ヘ永ク其功德ヲ頌歌セサルヘケンヤ」（597

号,7月4日)というように、明治5年以来地方巡幸が行われるなかで、天皇の訪問が叶わない山形の人々がいかに悲しみ、そして今次の巡幸をいかに心待ちにしていたかが記されている。

そして天皇の訪問を歓迎する人々は、準備にあたっても協力的な態度で応じた。特に行列が通過する沿道となる各地域では、天皇を迎えるにあたっての趣向を凝らした準備が進められた。「沿道地方官心得書」には、天皇の宿泊や休憩の場所は、地域の要望が戸長から郡長へと上げられ、最終的に内務省、宮内省の先発官との協議によって決定されるとあり²⁾、加えて県令からは、先述のように休憩場での対応は「諸事不都合これ無き様」に求められていたから、地域の人々は天皇の訪問に向けて様々に知恵を絞りながら工夫し、準備に取り掛かった。8月15日付の『新聞』には「日ならず聖上御着輦あらせらるるにつき我山形県下人民等欣然雀躍としてこの度こそ土産並に各自得意の技術を天覧に供せんと目今大ひに尽力中なる」として、県内の人々が天皇の訪問に合わせて天覧に供する出し物を用意の様子が記されている。そして記事はさらに次のように続く。

西田川郡鶴岡にては郡役所よりの頼みとかにて士族輩数名参合して劇場を借り受け毎日／＼／＼あ一応の叫声にて撃剣けいこ最中なりしか又此頃ろ聞処に因れば同郡肴町の時計師にて安部清太郎とそいふ人予て舞踊巧妙の聞へありしか此度こそカツボレ踊りを天覧に供へ少しく御宸意を慰め奉らんと昼は職業に従事するも夜にいれば女房を相手に踊りをりしか併し足駄を穿て踊るのは余りやばらしい事故舶来靴にて叫ぶ発声を調子に踊るといふので今朝より靴のはきならせんと頻りに市街叫々徘徊して居り升 (633号,8月15日)

ここには、郡役所の要請により士族出身者が劇場を借り受け撃剣げきけんの稽古をしたり、市内の舞踊自慢の時計師がカツボレ踊りを天覧に供すべく、市街を叫びながら歩き回り、洋靴を履きならそうとしている様子などが記されている。また、南村山郡では、「本郡高湯村の人民か一同相談の上聖上御着輦の時に同村の湯を持ち搬び風呂を沸して進め奉らんと談論此に一決し戸長まで申し入れし処戸長には早速郡役所へ其趣きを願ひ出たりとか云ふ」(643号,8月26日)として、蔵王高湯温泉の湯を行在所に持ち込み、その湯で天皇の風呂を焚く案が「一同相談」の上で「一決」された。

そして、こうした天皇訪問に向けた名産や出し物の準備は、次の記事にあるように、次第に地域間の競い合いの様相をも呈し始めたのである。

御巡幸に付いては近郷近在至るところヤレ花火を天覧に供し奉るの撃剣のと何れも競ひ居るか己等の村みの

何んにも供し奉らぬといふは実に遺憾の事なり何かな一ト工夫して供し奉らんと松原村外数ヶ村の若者輩か寄り集ひ相相談爰に一決して大弓の引手を供し奉らんと今度其筋へ願ひ出て目今二十余名の若者か頻りに稽古最中なりと (635号,8月17日)

巡幸での天皇の訪問は、地域社会に生きる人々にとって「己等の村」の存在とその一員である自らを今一度認識する機会となっただけでなく、更にはそうした個人が天皇の「御宸意」に沿うべく「尽力」「工夫」し、時に「寄り集ひ」「相談」する機会となった。

(2) 地域社会の負担と豪商・豪農たちの協力

このようにして地域社会でも天皇の訪問に向けた準備が進められていったが、巡幸の受け入れ準備に関わる費用は、官費から支弁されたものもある一方、多くは地域での負担が求められた。東村山、北村山、西田川、東置賜、南置賜の各郡は、宮内省侍従に「行在所新築及修繕相加の分、並予備品、御小休、御野立、御召喚場建設費等は有志預金を以て支弁し、官費を仰がず候へども、御輿置場、御馬車舎、御厩、臣下乗用厩建築費並哨兵立番小屋新調費の分は官費御下附相成度」(山形県教育会,1916,97)。と照会し、承認を得ている。天皇の乗る輿や馬車の置場、馬の厩舎や門番が詰める小屋の建築費は官費支給を求めたものの、多額の費用が掛かる行在所や小休所などの新築、修繕費は地域の負担となった。地域での財政負担にをめぐっては東村山郡に関して次のような記事も掲載された。

東村山郡にては右(「御巡幸」一筆者)の入費が四千五六百圓もかかるに依り何でも地価と戸数に割付て献納させよと各村の戸長どんへ郡長どのから口達になり地価十圓に付一銭戸数が一戸に付二銭の割合にて郡内一般より献ずるやう相談モハヤ整へて目下村々取立居る由だが地価や戸数に割付の献金は予て献金主義に熱心なる本地方面にも是れが嚆矢で、あり真正 (610号,7月19日)

ここでは、郡長が戸長に対して、地価や戸数に応じた献金を地域から集めるよう指示した旨が報じられている。「予て献金主義に熱心なる本地方面」とは、三島の県令着任以来進められてきた県の土木行政に対する皮肉であろうが、この記事には、こうした献金が、今般の巡幸にあたって更に地価や戸数に応じて求められることへの不満が滲む。巡幸で天皇を迎えることは地域の人々にとって歓迎すべき事だった一方で、その際に負う経済的負担は決して少なくはなく、不満でもあったのである。

こうした状況で、経済的な面で大きな役割を果たしたのが、地域の豪商や豪農たちだった。

巡幸が布告された6月11日以降、地域における天皇受

け入れの準備は彼らによって主導されていった。山形の市街については「去一日小姓町の戸長鈴木由松氏外当市中の戸長数十名へ郡役所へ呼出され行在所建築費の周施方を命ぜられしと云へり」(599号, 7月6日)として、郡から戸長に行在所建築費の融通が求められたことが報じられたが、一方同日記事には、「去る一日当市の中金満家佐藤利兵衛長谷川吉郎治其他の諸氏か野々村楼に集会し行在所建築費の事を議せられ卒つて九萬座人形芝居を見物せられしと云ふ」(599号, 7月6日付)というように、すでに豪商たちによる行在所建築費の話し合いがもたれた旨も記されている。巡幸で天皇が立ち寄り休憩や宿泊をする行在所の建築は、地域の経済的負担を伴うものであったが、そこには自らその建築を積極的に支援していく地域の豪商・豪農たちの姿があった。

南村山郡黒澤村の豪商である渡邊久右衛門は、「金満家渡邊久右衛門は今度聖上の御臨幸を願ひしに付きその居宅を修繕中なりしがモハヤ落成に及ひたりと云ふかこの費用は八百圓にて悉皆自費にて支弁をなし」(623号, 8月3日)というように、自費で自宅を改修し天皇の訪問を願い出た。その後久右衛門は、「例の黒澤村の金満家渡邊久右衛門か兼てお小休みを願ひお聞届の上巨額の金員を掛けて居宅に修繕を加ひ又新築せし処もあり中々美麗を極めモハヤ落成に成りたるが今度は更らにお泊りを願ひきす見込なれば玉座等は都て当地の行在所に倣は□□(欠字一以下同じ)て一昨日態々出張し細しく行在所の模様を一覧して行きしとぞ」(648号, 9月1日)として、更に自宅が天皇の宿泊先となることを希望し、他地域の行在所を調べて回ったと伝えられている。このような豪農・豪商らの支援は各地で見られた。飽海郡の酒田に関しては次のような記事が掲載されている。

酒田の本間家は今度いよいよ大奮発され 御巡幸に付行在所新築費へ三千圓外に飽海全郡の諸入費の内へ二千圓を差出されたる由して其の行在所は同郡役所園内に建築すると云ふ (623号, 8月3日)

ここでは、当地の豪商本間家が、行在所の新築費と郡内の諸入費に合わせて五千円あまりを寄付するとも報じられている。地域の豪商らにとっても、自らの自宅を天皇が宿泊する行在所としたり、郡役所内に行在所を新築したりすることは、巨額の私費を投じる価値のあることだと考えられていた。

しかしその一方で、こうした豪商・豪農への人々の不信感が垣間見える場面もあった。先の本間家については、前記の記事が掲載される以前に次のようにも報じられていた。

酒田の本間家は誰れ知らぬ者なき日本屈指の大金持なれともたた資産を固く守りて世に守銭奴と称せられしが今度は大奮発にて御巡幸に付ての酒田町の諸入費を

悉皆一手に引受けらるるといふ (606号, 7月17日)

この記事は本間家による財政支援を噂段階で報じたものだが、ここでは本間家を「資産を固く守る「守銭奴」と誇る。また8月1日には、東村山郡漆山村の豪農半澤久次郎に関する次のような記事が載る。

今度御巡幸に付き御通輦の際同氏の宅へお立寄りを過般其筋へ出願しお聞済の上家宅に営繕を加へ已に落成して至極立派なるか其費用の内千円丈は補助費として郡内一般の戸数へ割付しと云ふか是れに付巷説とり／＼にて或は同氏か郡役所へ其割付方を願出ても云へ或は郡役所よりの五注意に出ても云ふが果して郡役所の五注意なら同氏は兼ねての五慈心を以て辞すべきに如何の次第にてありしか記者輩は薩張和漢蘭割付方 (621号, 8月1日)

半澤は、自らの願い出により自宅が天皇の小休所と決まり、修繕の上落成されたが、その修繕費用の内千円分が郡内の人々への割付で補助されるとの噂が広まる。更には半澤自らが郡役所に願い出たとか或は郡役所から注意を受けたというが、それならば半澤自身が辞退すべきとの内容である。結果的にその千円分がどう処理されたかは現段階では不明だが、この記事からは、漆山の豪農であった半澤に対する不信感とともに、費用負担の割付自体への批判も読み取れる。また別記事では、こうした半澤に対して「シミツタレ主義」(623号, 8月3日)とも断じている。

豪農や豪商による財政支援とリーダーシップが進められた地域社会での受け入れ準備だったが、本間家と半澤の記事を見る限り、そこでは彼らに対する人々の根本的な不信感が底流していたように見える。そして、こうした経費をめぐる不信は、「同所(上ノ山一筆者)の行在所は其普請にも着手せぬ内先にて有志者より献金なしたるを戸長か其金を浪費したとか用係か遣ひ込しとかいふより目今一方ならぬ紛紜中とか」(633号, 8月15日)というように、行政の末端を担う下級官吏に対しても向けられていた。

4、奉迎準備をめぐる混乱と戸惑い

(1) 物価高騰、治安の動揺と物資の不足

明治14年巡幸は、山形県にとっては初めての天皇訪問であったから、その準備においては、様々な混乱や人々の戸惑いが各地で起こった。

その混乱の筆頭に挙げられるのが物価の高騰である。7月16日付の県から郡役所町村戸長宛てた布達には「一、今般 御巡幸の儀は未曾有の盛典に候処、御同勢数多入込に際し、俄然物価騰貴する等人民滑稽の所業これなき様、精々論置申すへき事」(山形県教育会, 1916, 68)とあり、天皇訪問にあたっての多端な状況に乗じた物価高騰には県も

警戒はしていた。しかし下記の記事にみられるように、その懸念は的中してしまう。

其機口突込んで利を射んとする奸商ともには誠に困ったものだがマソロ／＼御巡幸も近くなつて来たからといつて鯉売ともが申し合せは是まで百目十三四銭もせしものをモハヤ二十五六銭を出さだは買ひぬやうになりしとて料理屋などではブツ／＼毀して居り升
(661号, 9月16日)

御巡幸の日には沿道町村は無論何処でも彼処でも赤の飯に魚すへて寿ぶき奉つるならんとの考ひよりかモハヤ此程より餅米と小豆の価格騰貴して此ころまで一俵〔三八入〕三円十四五銭より二十銭位なりし糯米が俄かに三円三四十銭より五十銭に上りしと云ふサテサテ奸商も亦抜目ないかな (644号, 8月27日)

記事からは、天皇の山形来訪が近づくなかで、鯉売たちが申し合せて値段を引き上げたことで、料理屋から不満が出ている様子や、祝い事に乗じて赤飯に用いるもち米や小豆の価格が高騰している様子が窺える。記事において、これらはともに「^{かんしょう}奸商」の仕業とされており、先の県からの布達で述べられた「人民滑稽の所業」に他ならなかった。こうした多端に乗じた不心得者は、他にも見受けられ、「上の山地方の我利共が目今 御巡幸にて警察分署の手不足を付け込み大いに賭博を遣り居るさうたがお手不足なればとて邪なることは出来ませんぞ」殊に同処北町の平民にて大久保何某と云ふ内には丁よ半よの声囂ししと云ふ風説あるから早く五用心が肝腎ですぞ」(668号, 9月27日) というように、上の山地方では巡幸に警察の人員が動員され警備が手薄になったなかで、博打などが横行し地域の治安が悪化している様子が記されている。「奸商」や地域の不心得者らにとって、天皇の山形来訪とそれに伴った準備の多端な状況は、絶好の「稼ぎ時」と受け止められたといえる。

準備の段階では、このような「奸商」や不心得者による意図的な原因によるものだけでなく、やむを得ず起こった混乱もあった。その一つが提灯不足である。前述のように、政府から沿道各府県に対して「沿道地方官心得書」が出され、そこには「一、御通輦宿駅、或は御休泊の地に於て国旗提灯等を掲げ、人民各自の祝意を表し候儀は、禁止に及はざる事」と記されていた。ここでは人々が祝意を表する方法として、休泊先などに国旗や提灯を掲げることは「禁止に及はざる事」とされたが、天皇を受け入れる地域では強制された。南置賜郡の米沢では、「今度の御巡幸を祝する為に例の日の丸の提灯と国旗を残らず立つべしと郡役所よりの厳達にてへいとお受けはせしもの千百万の提灯ゆえ中々製造に間に合す余儀なく仙台及び新潟へ半分ツ、手分けして此程あつらひに遣りしとか」(643号, 8月26日)と

あるように、巡幸を祝するための日の丸提灯と国旗の掲揚が郡役所から「厳達」され、仙台、新潟にまで足を伸ばし漸く調達できたという。こうした混乱は、天皇来訪の準備段階において、行政の末端で、住民に対する天皇への祝意の表明とその様式がより厳格化されるなかで起こった例といえよう。

(2) 形式と対応をめぐる動揺・戸惑い

奉迎の準備に際しては、このような混乱とともに人々が戸惑いを感じる場面もあった。それは天皇への敬意や対応といった、天皇像をめぐる意識の動揺から生じるものであった。とりわけ天皇への敬意をめぐる人々の戸惑いは、巡幸での天皇に対する礼の仕方をめぐって起こった。8月27日には次のような記事が掲載された。

今度御通輦にあたる村々にては老爺老婆嬭などが寄集り来月 天朝さまの御通りの節は何様に風をして拝みを上たら余勤兵衛カと云ふを側の小児は進み出て何んと爺さん今じやア官員さまでも教員様でも皆々立たまゝにて曲ッ切り之れ最上の礼式なり去てば 天子さまの御通りを拝観する其折りも立て曲かるが宜らうと衆くの者に示せしかばあるひは之れに感服しあるいは之を不敬とし親子喧嘩をするもあり兄弟争論するもあり実に困つた事なれば何卒新聞にでも書載せてその礼式を教へて貰ひ度と云ふの投書あり升

(644号, 8月27日)

天皇の来訪を翌月に控えた県内では、年寄りたちが天皇に対してどのように拝むべきか話し合っていたが、学校に通う子どもは、今や役人や教師も立ったまま体を曲げる立礼が礼式として「最上」なのだから、天皇に対しても立ったまま礼をすればよいのだと言った。これには、賛同する者もいる一方でそれを「不敬」とする者もあり、親子兄弟争論になっているので、新聞に正式な礼式を掲載して欲しいというのが記事の内容である。

明治5年の近畿・中国・西国巡幸以来、新たな統治者である天皇に対する礼式は、しばしば巡幸を受け入れる人々にとっての戸惑いの種となった。その度ごとに政府は立礼を基本としつつもその地域に応じた礼式でよい旨を回答し³⁾、今回も「沿道地方官心得書」には「拝見の節、尊敬を表せしむるは勿論なれども、立礼蹲踞、その地の習俗に従ふべき事」と示され、同様の指示がなされた。しかし、いざ実際に天皇を迎える地域の人々にとっては、新たな統治者に対する新たな礼式(立礼)での対応には、「敬意」をめぐる抵抗があったのである。

こうした天皇像をめぐる混乱は他にもみられた。9月3日に掲載された記事には次のようにある。

今度聖上当県下御通輦の際に小休処なる漆山村の金満

家半澤久次郎か過般当所七日町写真師菊地新学か宅にて死去なしたるより該家即ち半澤の家か穢れしとして小休を廃されし由達せられしと風説あれと果して信ならば同家は重ね／＼の不幸と云ふべし

(650号, 9月3日)

前出の東村山郡漆山村の豪農半澤久次郎は、自宅が天皇の小休所となる予定だったが、その日を待たずに山形市街の写真師宅で急死してしまう。その為、半澤の自宅は「穢れし」との理由から小休所から外されるのではないかとの噂が広まっているという。半澤宅での天皇の小休はその後9月29日に予定通り行われ、人々の心配は杞憂に終わったが、小休所主人である半澤の死を「穢れ」として、天皇と結び付けることに戸惑う人々の様子がここからは見てとれる。先に見た通り、政府からの「心得書」では「一、仏像墳墓、或は不浄所等掩蔽に及ばざる事」とされていたが、人々は「穢れ」を連想する主人の死を天皇からは遠ざけるべきと認識していたと言える。

おわりに

明治14年巡幸での天皇の山形来訪は、県令である三島や地域の人々にとって積年の悲願であり、また県令の三島を頂点とする地方官吏には、自らの統治の成果を示す失敗の許されない場であった。故に天皇を迎えるにあたっては、三島からは地域社会に対して時に過剰とも思える要求もなされた。

そして、郡長や戸長、村長らの地方官吏は、このような三島と地域の人々との関係を「不都合」なく媒介するべく奔走した。その結果、天皇来訪に向けた準備では、豪農や豪商らの主導のもと、地域社会の人々は自らを「己等の村」の一員であると自覚しつつ、天皇の「御宸意」に沿うべく趣向や工夫を凝らして協力した。宮崎康は、こうした場面で奉迎準備を主導した豪農や豪商たちを「地方名望家」とし、彼らが在村の利益代表者として天皇と結びつき、村と国との関係性を誇示する役割を担ったとする(宮崎, 1999)。しかし、彼らに対する地域の人々の思いは複雑であった。巨額な財を投じて地域での奉迎準備を主導する彼らに対して、地域の人々が、予てより抱く不信感を拭いきれなかったこともまた事実だった。天皇来訪に向けた準備は、本来、共同体の利益を共有するはずだった豪農や豪商らとそこに暮らす人々との関係が、決して一枚岩でなかったことも露わにした。

また、こうした奉迎の準備にあたっては、様々な混乱や戸惑いも生じた。準備に迫られる人々をよそに価格急騰を企て利を得ようとする「奸商」や警備の手薄について博打に興じる不心得者がいる一方で、「不敬」を案じて天皇への立礼にとまどう人々や、天皇に小休所の主人の死という「穢

れ」が結びつくことを危惧する人々の姿もあった。

明治14年巡幸での山形県への天皇の来訪は、地域社会に生きる人々の間にこれまでみてきたような様々な考え方や態度の違い、そして地域のリーダーへの不信があるなかで、準備段階においては、「未曾有の盛典」の名のもとにそれらがまとまっているかのように見せるべく、人々が“協働”する機会でもあった。そしてこのように“協働”する人々が、三島の進めた山形県の近代化を下支えしていたともいえる。明治前期の地方巡幸はこうした意味において、県令着任時に大久保利通が三島に託した、「辺遇」の地に住む人々の「皇家ノ徳化」「開明ノ治化」を促し、近代国家形成期における文明の開化と国民統合の役割を果たしたと言える。

参考文献

- 井上章一(1984):三島通庸と国家の造形—象徴としての都市と建築, 国民文化の形成(飛鳥井雅道編), 筑摩書店, 東京, 317-360.
- 宮内庁(1971):明治天皇紀 第六, 吉川弘文館, 東京, 868pp.
- 国立印刷局(1885):法令全書, 国立印刷局, 東京.
- 佐々木克(1984):天皇像の形成過程, 国民文化の形成(飛鳥井雅道編), 筑摩書店, 東京, 183-238.
- 三条実美(1875):北海道巡行の上奏稿, 近代日本思想体系—天皇と華族(1988), 岩波書店, 東京, 47-48.
- 鈴木敦史(2007):明治初期における天皇像と天皇教育, 教育文化, 16号, 50-85.
- 鈴木敦史(2011):明治前期における「天皇権威」の創出と学校教育—礼法の再編に着目して—, 教育文化, 20, 1-24.
- 鈴木敦史(2006):明治九年奥羽・函館巡幸における天皇の学校訪問—福島県郡山小学校を事例として—, 日本の教育史学, 49, 45-57.
- T・フジタニ(1994):天皇のページェント, 日本放送出版協会, 東京, 240pp.
- 高埜利彦(1989):江戸幕府の朝廷支配, 日本史研究, 319, 48-77.
- 東京大学史料編纂所(1976):保古飛呂比 佐々木高行日記八, 東京大学出版会, 東京, 384pp.
- 遠山茂樹(1987):天皇制と天皇, 近代天皇制の成立—近代天皇制の研究I—(遠山茂樹編), 岩波書店, 東京, 1-25.
- 日塔哲之(1981):ワッパ騒動と三島県政—初期三島県政をめぐって—, 山形近代史研究, 4, 38-48.
- 日本史籍協会(1982):続日本史籍協会叢書 明治天皇行幸年表, 東京大学出版会, 東京, 335pp.
- 日本新聞協会(1956):地方別日本新聞史, 日本新聞協会, 東京, 538pp.
- 宮崎康(1985):天皇巡幸における学校奉迎指導—明治一四年, 山形県を中心として—, 史叢, 35, 71-85.
- 宮崎康(1999):東北振興策としての山形県巡幸, 国民国家の

構図(大濱徹也編), 雄山閣, 東京, 57-78.
山形県教育会(1916): 山形県行幸記, 山形県教育会, 山形, 247pp.
山形県(1984): 山形県史第4巻近現代編上, 高橋書店, 山形 941pp.
山形新聞社(1876~): 山形新聞, 山形.
渡部史夫(1981): 三島県令と明治初期の山形県政, 山形近代史研究, 4, 19-27.

渡部史夫(1999): 三島通庸と栗子新道, 山形近代史研究, 13, 8-19.
伝記未定稿一, 山形県史資料編二 明治初期下 三島文書, 巖南堂書店(1962), 東京, 387-398.

註1) 『山形新聞』は、国学者平田鉄胤のもとに学んだ豪農の遠藤慎七郎とその弟の司が興した山形活版社に、当時の県参事薄井龍之が共鳴し鳴時社と名付け、明治9年1日に第1号が創刊された。明治14年巡幸当時は、国会開設の機運が高まるなかで同年10月に自由党が結成されると県内でも新聞の政党機関紙化が進み、『山形新聞』も自由党のそれとして内務省へ届け出された(日本新聞協会, 1956)。同時期には『郵便法新聞』や『東京日日新聞』などの大新聞の多くが政党機関紙化されたこともあり、県の「代表紙」である『山形新聞』の機関紙化もまた時勢に適ったものといえる。一方当時は、自由民権運動を念頭に、讒謗律とともに新聞紙条例(共に1875年)が出されるな

ど言論に対する厳しい統制が布かれ、新聞各紙は露骨な反政府的態度は抑えつつも政府に対する批判的立場は保持していくという難しい運営を強いられており、それは『山形新聞』も同様であったと推察される。

註2) 具体的には、「一、御休泊の外、午前午後一二回つつ御小憩の御場所は、実地に就きて御先発内務宮内両省官員と協議して用意致すべく、尤里程等の都合に依り、御野立にても苦しからざる事 但御小憩場所の距離は、二里以内一里迄を一箇所とす。尤も山坂嶮路は此限に在らず」(山形県教育会, 1916, 4-5)とある。

註3) 巡幸における天皇への礼法をめぐる混乱については、鈴木(2011)に詳しい。

要旨

明治維新以降、新政府は新体制の象徴に天皇を仰ぎ、天皇の権威による自らの体制の正当化を試みた。その天皇の姿を国内に知らしめるために明治前期に地方巡幸が行われた。天皇の山形来訪は明治14年に行われることとなり、天皇を迎える地域社会は近代化された様子をアピールしようとした。その後、県内では準備が行われ、県令を頂点とする地方官吏の責任の下、豪商・豪農がリーダーとなり、地域の人々も積極的に協力した。

本稿では上記の過程を『山形新聞』の記事を参考に検討した結果、以下の点が明らかになった。

- ・地域社会の人々は、自らが属する共同体の一員としての意識をもちつつ、天皇を迎える準備に趣向や工夫を凝らし積極的に協力したこと。
- ・準備を主導する豪商・豪農に対して、従う地域の人々には不信感が存在したこと。
- ・天皇の来訪に対しては、対応の仕方(特にその礼式や関係者の死にまつわる穢れに関して)を始めとして、人々にも様々な迷いや戸惑いがあったこと。
- ・地方巡幸は、天皇来訪に対して人々の様々な考え方や態度の違い、地域のリーダーへの不信があるなかで、彼らがまとまっているように見せるために人々が“協働”する機会となったこと。

キーワード: 明治14年天皇巡幸, 地域社会, 山形県, 明治前期

付記: 本研究は JSPS 科学研究費(課題番号: 19K02411)の助成を受けた研究成果の一部である。